協足	定項目	1 1	協議項目	特別職の身分の取扱し	, 1	檜山北部3町合併協議会資料
	特別職及び法令により定められる委員					
Ij	頁	目		大成町	瀬棚町	北檜山町
		任期	自:	平成 13 年 9 月 10 日	自: 平成 15 年 1 月 29 日	自:平成14年8月30日
囲丁	長		至:	平成 17 年 9 月 9 日	至:平成19年1月28日	至:平成18年8月29日
		報酬	月割	690,000円	月額 750,000円	月額 770,000円
		任期	自:	平成 13 年 10 月 1 日	自:平成15年3月29日	自:平成14年9月22日
助	役		至:	平成 17 年 9 月 30 日	至:平成19年3月28日	至:平成18年9月21日
		報 酬	月割	570,000円	月額 610,000円	月額 622,000円
		任 期	自:	平成 13 年 4 月 1 日	自:平成14年3月28日	
収	入 役	工 奶	至:	平成 17 年 3 月 31 日	至:平成18年3月27日	
		報酬	月割	535,000円	月額 570,000円	
		任期	自:	平成 12 年 7 月 31 日	自:平成 12 年 10 月 1 日	自:平成 14 年 10 月 1 日
教	育長		至:	平成 16 年 8 月 1 日	至:平成 16 年 9 月 30 日	至:平成16年9月30日
		報 酬	月割	5 3 5 , 0 0 0 円	月額 570,000円	月額 580,000円
		任期		平成 12 年 7 月 20 日	自:平成 16 年 4 月 27 日	自:平成 15 年 4 月 30 日
議会	議員		至:	平成 16 年 7 月 19 日	至:平成 20 年 4 月 26 日	至:平成19年4月29日
		定数(法定)		1 4 人	1 4人	1 8人
		報 酬				
	議	長	月割	頁 220,000円	月額 234,000円	月額 243,000円
	副議	長		176,000円	月額 189,000円	月額 194,000円
	常任委員	員長等		165,000円	月額 175,000円	月額 184,000円
	議	員	月割	160,000円	月額 168,000円	月額 175,000円
		定 数		4人	4人	4人
	ļ.	(教育長除く)				
	ļ.	任 期		4年	4年	4年
教育	委員会	委員長		230,000円	年額 290,000円	年額 330,000円
		報酬 職務				
		代埋者		. —		
		委 員	年割	205,000円	年額 250,000円	年額 274,000円

項			目	大成町	瀬棚町	北檜山町
	管理	定数	委員長	1人	1人	1人
\BB.\\\		企 数	委 員	3人	3人	3人
选手F 委員		任	期	4年	4年	4年
安 貝	. 五	報酬	委員長	日額 7,300円	年額 180,000円	年額 206,000円
		羊反 凹川	委 員	日額 6,600円	年額 156,000円	年額 173,000円
	宁 粉	諳	涀者	1人	1人	1人
	定数	議会	会選出	1人	1人	1人
監査	任期	部	見者	4年	4年	4年
委員	江州	議会	会選出	 議員の任期	議員の任期	議員の任期
	報酬	部	見者	年額 215,000円	年額 263,000円	年額 330,000円
	羊又当川	議会	会選出	年額 205,000円	年額 250,000円	年額 274,000円
公平		委員会		檜山広域行政組合に事務委託	檜山広域行政組合に事務委託	檜山広域行政組合に事務委託
	定数		学委員	1 0人	1 0人	1 0人
	Æ 奴	選任	壬委員	2人	2人	6人
業	ſ	Ξ	期	3年	3年	3年
員会		会	長	年額 120,000円	年額 256,000円	年額 330,000円
	報酬	職務	代理者			
		委	員	年額 110,000円	年額 216,000円	年額 274,000円
		定	数	3人	3人	3人
固定資産評		任	期	3年	3年	3年
価審査	委員	報酬	委員長	日額 7,300円	日額 8,400円	日額 8,800円
		千区当川	委 員	日額 6,600円	日額 7,200円	日額 7,700円

特別職の身分の取扱い

		平成17年9月	10月	1 1月	1 2月
静	人	議会召集の告示 新町初議会 常任委員等の選任 専決処分した案件 議員提出案件 在任特例を適用した場合		臨時議会 人事案件等	定 例 議 会 新町施政表明 教育長教育方針表明 平成 17 年度本予算
中	町長	町長職務執行者 (地方自治法施行令第1条の2 町の設置の日か	**************************************	(地方自治法第 1	
勤	助役			332(21)	▶ 〔地方自治法第 163 条 〕
り、特には、	収入役		法第 170 条第 5 項)		····································
職	教育長	教育委員会委員(選任) 教育委員会会議の召集 教育長(互選) (地方教育行政の	組織及び運営に関する法律施行令第 19 条	<u></u> が任命	王命) 除く委員のうちから、教育委員会 ▶ なび運営に関する法律施行令第 20 条)

特別職の身分の取扱い

		平成17年9月	10月	1 1月
各種委員会及び監査委員	教育委員会		→ 及び運営に関する法律施行令第 18 条第 2 項)	教育委員会任命 (同法施行令第 20 条)
	選挙管理委員会	2,11200	自治法施行令第4条)	・・・・ 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙選挙管理委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地方自治法第百八十条の五	公平委員会			公平委員会委員(選任) ·········· (地方公務員法第9条第10項)
八十条の五)	監査委員			監査委員(選任) (地方自治法第 197 条)
	固定資産評価審 查委員	固定資産評価審査委員(選任) 委員長選任 (地方	税法第 423 条第 8 項)	·▶ 固定資産評価審査委員(選任) (地方税法第 423 条第 6 項)

特別職の身分の取扱いに関する法令

	特別職の身方の取扱いに関する法令
区 分	内
特別職の身分に関する取扱い	地方公務員法 (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員) 第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、左に掲げる職とする。 (1) 就任については公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする。 (1) の 1 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 (1)の 2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準する者の職 (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの (5) 非常勤の消防団員及び水防団員 地方自治法 (委員会及び委員の設置) 第 180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。 (1) 教育委員会 (2) 選挙管理委員会 (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会 (4) 監査委員 2 (略) 3 第 1 項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。 (1) 農業委員会 (2) 固定資産評価審査委員会 (3) 人事委員会
	·

区分	内	容
地方市 139 町 6 130 年 130 年 130 年 130 年 140 略 2 (140 略 2 3 3 (市日 (140 を 2 3 50 年 14~5 地(1 の者 そ前に第 4~5 地(1 の者 そ前に第 2 項 第 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	は表している。 はまり、 (略)に市町村長を置く。 に前町村長を置く。 に前町村長を置く。 に期り 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。 を法ととない。 とは、 (略) の設置に因る議会の議員の一般選挙及び設置選挙) (略) の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、は対に行う。 をおいて行う。 をおります。 (地方自治法第152条又は第25にれらの者であった者を含む。)のうちからその協議によるを行う。 場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にある者のうちから当該普通地方公共団体の長の職を行うであったから当該普通地方公共団体の長の職を行うであったがありままである。	地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体 2 条の 17 の 8 第 1 項の規定によりその職務を代理し若しくは行う より定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、 にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同

X	分	内	容
助	役	地方自治法 (助役の設置) 第 161 条 (略) 2 市町村に助役 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。 (助役の選任) 第 162 条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て (助役の任期) 第 163 条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団	これを選任する。
4 7 /	入	地方自治法 (収入役・副収入役) 第168条 (略) 2 市町村に収入役を1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことが 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長が 6 (略) 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第168~9 (略)	できる。
教 育 教育多	育 長 委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (設置) 第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に共 育委員会を置く。	規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教

区分	内
教 育 長 教育委員会	2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。 3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。(最初の教育長の互選) 第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。(最初に任命される委員の任期) 第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあっては、2人は4年、1人は3年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあっては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。 教育公務員特例法(教育長の給与等) 第17条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで(条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。
選挙管理委員会	地方自治法 (選挙管理委員会の設置及び組織) 第 181 条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以ってこれを組織する。 (選挙管理委員及び補充員の選挙) 第 182 条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。 3~8 (略)

区分	内	容
選挙管理委員会	(選挙管理委員の任期) 第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者 2~4 (略) 地方自治法施行令 (暫定的選挙管理委員会) 第4条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当 従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる るものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共 された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えない。 域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくに 地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に た者(これらの者がないときは、当該普通地方公共団体の記 れに充てるものとする。	
公平委員会	試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措 措置を講ずる。	①、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争 置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な 務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこ

区分	内
公平委員会	地方公務員法 (人事委員会又は公平委員会の設置) 第7条 (略) 2 (略) 3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。(人事委員会又は公平委員会の委員) 第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 3~9 (略) 10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 11~13 (略)
監査委員	地方自治法 (監査委員の設置及び定数) 第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。 (選任及び兼職の禁止) 第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人の時は2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。 2~3 (略) 4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

区分	内
監査委員	5 (略) (任期) 第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
固定資産評価審査委員会	地方税法 (固定資産評価審査委員会の設置、選任等) 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。 4~5 (略) 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7 (略) 8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。 9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の目に資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

三役及び教育長に関する合併後の事例

市町村名	合併 方式	旧市町村名	旧役職	取扱い	任期	根拠	備考
あきる野市	新設	秋川市	市長	退職			
			助役	助役	4年	任 命	
			収入役	第3セクター社長		任 命	
			教育長	教育長	4年	任 命	
		五日市町	町 長	市長	4年	市長選挙	
			助役	収入役	4年	任命	
			収入役	退職			
			教育長	退職			
篠山市	新設	篠山町	町 長	市長	4年	市長選挙	
			助役	退職			市議会議員選挙立候補
			収入役	助役	4年		助役 2 名制
			教育長	退職			
		西紀町	町長	退職			市相談役・名誉職
			助役	企業管理者	4年	条例改正	
			収入役	退職			
			教育長	退職			
 		丹南町	町長	退職			市相談役・名誉職
			助役	退職			市議会議員選挙立候補
			収入役	収入役	4年	任 命	
			教育長				
		今田町	町長	助役	4年	任 命	助役 2 名制
			助役	退職			
			収入役				合併前は助役が兼務
			教育長	退職			

市町村名	合併 方式	旧市町村名	旧役職	取扱い	任期	根拠	備考
西東京市	新設	田無市	市長	退職			
			助役	退職			
			収入役	退職			
			教育長	退職			
		保谷市	市長	市長	4年		
			助役	東京都に帰任			
			収入役	退職			
			教育長	教育長	4年	任 命	
潮来市	編入	潮来町	町長	市長	4年		
			助役	助役	4年	条例改正	助役 2 名制
			収入役	退職			
			教育長	教育長	4年	任 命	
		牛堀町	町長	退職			
			助役	退職			
			収入役	助役	4年	条例改正	助役2名制
			教育長	退職			

先 進 事 例(調整の内容)

篠山市

新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。

行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

西東京市

市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。

ア 任期は、各法令の定めるところによる。

イ報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

行政委員会の委員数・任期は各法令の定めるところによる。

報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

審議会・委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
- イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
- ウ 人数、任期、報酬額は、現行制度をもとに調整する。

その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

さいたま市

3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が協議して定めるものとする。

さぬき市

特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は5町の長が協議して定める。

あさぎり町

特別職の職員については、その設置・人数・任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。 報酬等については、5町村の長が関係機関と協議して合併までに調整する。

特別職の身分の取扱いについて

調整の内容(案)

常勤の特別職

- ・町長、助役、収入役、教育長の身分については、法令等の定める ところによる。
- ・報酬等については、現行報酬額及び同規模自治体の報酬額の例を もとに、合併時までに調整する。

議会議員

・議会議員の報酬については、現行報酬額及び同規模自治体の報酬額の例をもとに、合併時までに調整する。

行政委員会

- ・行政委員会の委員の定数、任期については、法令の定めるところによる。ただし、公平委員会は、檜山広域行政組合の取扱いにより決定する。
- ・行政委員会の委員の報酬については、現行報酬額及び同規模自治 体の報酬額の例をもとに、合併時までに調整する。

その他特別職(附属機関)

- ・その他の特別職については、合併により失職することとなるが、 現に3町で設置されており、新町において引き続き設置する必要 があるものは、原則として統合する。一つの町のみに設置されて いるものは、新町においてその必要性、地域性を考慮し調整する。
- ・人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに、調整する。